

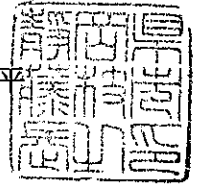


藤枝市告示第197号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による志太広域都市計画事業青木土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から、本市内の町及び字の区域を次のとおり変更することについて、静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定に基づき告示する。

平成22年12月20日

藤枝市長 北村正



1 青木二丁目に編入する区域

大字青木字宮脇607の1の一部、志太五丁目1396の6及びこの区域に隣接する水路等である公有地の全部、志太一丁目76の2の地先の道路、水路等である公有地の全部

2 大字青木字宮脇に編入する区域

大字南新屋字カウヤド298の1の一部、298の3の一部

3 大字南新屋字カウヤドに編入する区域

青木一丁目564の3の一部、564の4、565の1から565の4までの各一部、566の2の一部、568の6の一部、568の7の一部、568の10の一部、568の11の一部、570の一部、570の2の一部、571の1の一部、572の一部、573の1の一部、573の8の一部、573の10の一部、574の一部、576の7の一部、576の8の一部、576の14の一部、576の16の一部、577の1の一部、577の8の一部、577の9の一部、577の16の一部、605の5の一部、605の15の一部、605の18の一部、605の19の一部、606の1の一部、606の4から606の7までの各一部、606の13の一部、3051の2の一部、大字青木字宮脇607の1の一部、607の2の一部、612の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部